

第2章 まちづくりの基本方向

第1節 計画の基本理念

まちづくりの基本的な方向を定めるにあたり、その根幹をなす基本理念を次のように定めます。

- **誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり**
- **心豊かな人を育み生かすまちづくり**
- **地域の特性を生かした、産業と都市機能が充実したまちづくり**



第2節 将来都市像



人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町

国の進める行財政構造改革により国から地方へ税源が移譲され、本町の自主財源は増加する傾向にありますが、国庫補助金等の依存財源は減少するものと予想されます。

また、地方分権が進むことによって、町の権限も増える一方、守備範囲も拡大していくことから、地域の特性を生かした行財政運営を行うとともに、住民のコンセンサス（同意）を基本とした創意工夫に富んだ施策を展開しなければならない時期を迎えます。このため、住民一人ひとりが知恵を出し合い、自分たちのまちの将来を考えることができる環境を整備するとともに、地域住民との連携を強化してまちづくりを進める必要があります。

本町では、今後の少子化と高齢化の進展を踏まえ、誰もが「健康寿命」を延ばすことができ、元気な高齢者が子どもや青年などとともに、地域の中で活躍できる「地域福祉社会」となるよう、『誰もが健やかで安心して暮らせる快適なまちづくり』を目指します。

また、世代や国籍、性別や地域などを超えた人と人との交流やふれあいを通じて豊かな人間性を育み、生涯にわたる学習やスポーツ活動を通じて心身の健康を保っていけるよう、『心豊かな人を育み生かすまちづくり』を目指します。

そして、吉田町に住んでよかったと思えるような生活環境のもと、活発な経済活動を展開して物心両面の豊かさを実感できるよう、『地域の特性を生かした、産業と都市機能が充実したまちづくり』を目指します。

今後、こうした意識のもとでつくり上げようとするまちの将来像を「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町」とし、その実現を目指します。

